

■社会保険労務士(社労士)とは

社労士は、社会保険労務士法に基づいた国家資格者です。

企業の成長には、お金、モノ、人材が必要とされていますが、社労士はその中でも人材に関する専門家であり、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与とともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」を目的として、業務を行います。

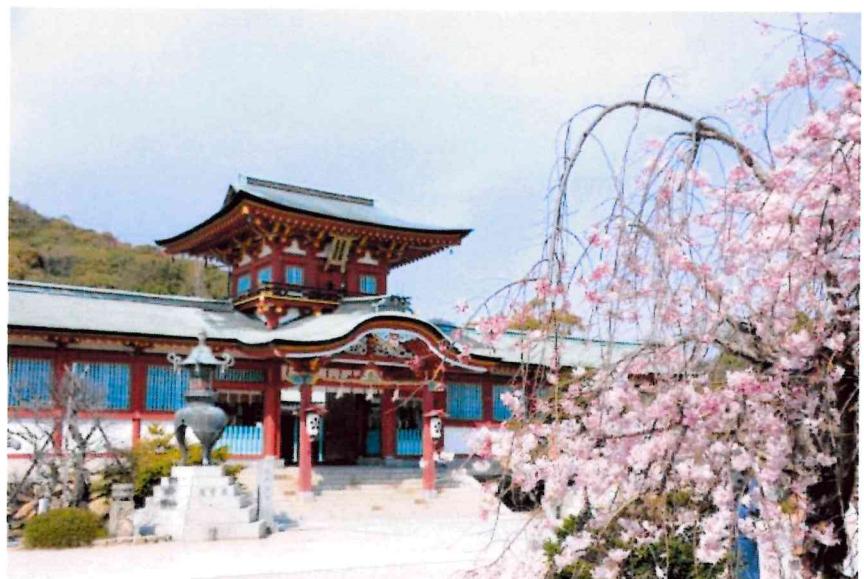
その業務は、企業における採用から退職までの「労働・社会保険に関する諸問題」や「年金の相談」に応じるなど、業務の内容は広範囲にわたり、社労士の労務管理及び労働社会保険諸法令に関する専門家としての社会的役割は非常に大きなものとなりました。

それと同時に、社労士が社会から求められる職業倫理についても、一層重要性や必要性が高まっています。

社労士の職業倫理は、法第1条の2に「社会保険労務士の職責」として明示され、この条文では「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない」として、社労士が遵守すべき職業人としての責務が規定され、今日までその精神が受け継がれています。

国家資格者である社労士が、ひとたび職業倫理に反する行為を行えば、たとえそれが一会员の行為であっても、社労士全体に対する社会的な評価を貶めることになります。社労士の職業倫理に照らし適切と考えられる行為とは何かということを、会員一人ひとりがしっかりと意識しなければなりません。プロとして、これまで以上に職業倫理への意識が問われる時代になっているのです。

私たちは、社労士としての職責を果たすため「倫理綱領」を掲げ、自らの品位向上に努めています。新入会員の皆様は、まずは「倫理綱領」をよく理解していただく必要があります。



■組織について

社労士の組織は、全国単位に設立される「全国社会保険労務士会連合会」と、都道府県単位に設立される「都道府県社会保険労務士会」で構成されています。また、「社会保険労務士会」の事業を円滑に進めるため、「会則」に基づき設置されている活動団体として支部があります。会員は事務所、勤務先又は住所を管轄する支部に所属します。上記の他にも「全国社会保険労務士政治連盟」などの組織があります。

① 全国社会保険労務士会

目的：社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、都道府県の社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか社会保険労務士試験及び紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を行うこと。

② 地域協議会

目的：連合会会則第62条に基づき、研修及び社会保険労務士会相互の地域的連絡調整を行うこと。具体的には、所属する社労士のスキルアップのための研修などを行います。山口県会は、中国・四国地域協議会に所属しています。

③ 都道府県社会保険労務士会

目的：社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと。社労士となる資格を有する者が、社労士となるには社会保険労務士名簿に登録を受けるとともに、都道府県社会保険労務士会に入会しなければなりません。

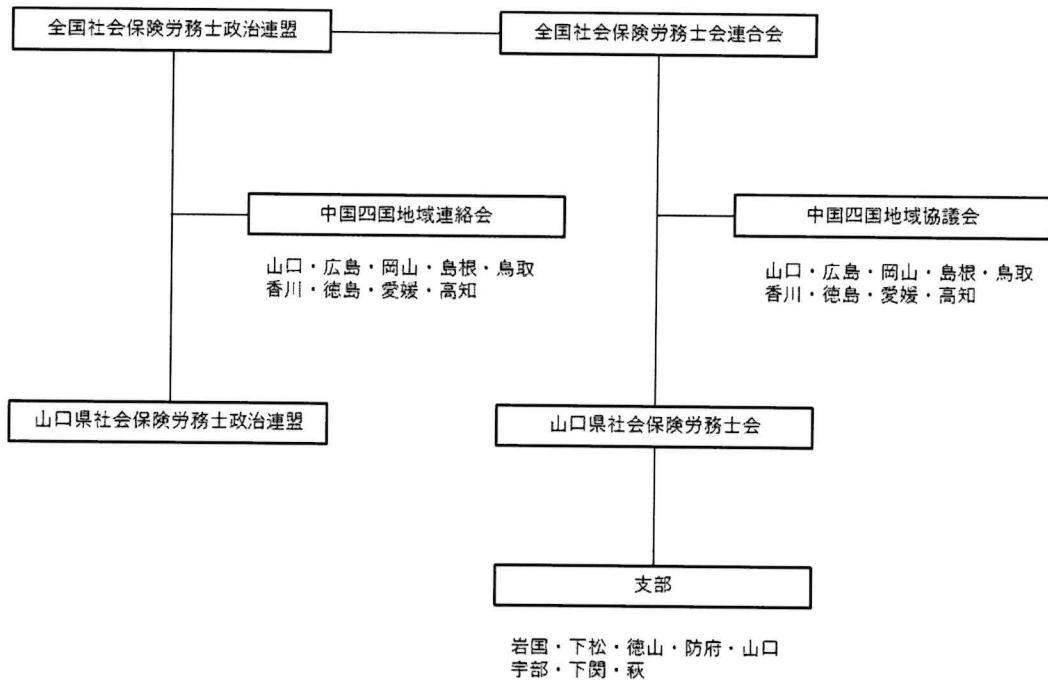
④ 支部

目的：都道府県社会保険労務士会の事業を円滑に実施するため、支部会員の指導及び連絡に関する事務等を行うこと。各支部で独自に総会、研修会、懇親会等を行います。山口県には8つの支部があります。

⑤ 社会保険労務士政治連盟

目的：社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」といいます。）の目的は、社労士の社会的・経済的地位の向上と社労士制度の発展を図るために必要な政治活動を行うこと。都道府県ごとに設立された都道府県政治連盟と、その連合体である全国社会保険労務士政治連盟が共同で活動しています。特に社労士法は議員立法で成立した法律であることから、社労士制度の改善のための社労士法改正において、大

変重要な役割を担う。なお、政治連盟は、社労士全体のために活動することを目的としており、決して特定の政党や個人の政治目的のために活動するものではありません。



■登録および諸変更

① 登録

社労士となるためには社会保険労務士会に入会する必要があります。

社労士には後述②のとおり種別があり、ご自身に該当する種別に従って入会していただく必要があります。

② 種別

(1) 開業社会保険労務士（開業）

- ・他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士事務を業として行う社会保険労務士（法 18 条）
- ・個人で事務所を設置（事務所一箇所の原則）（法 18 条）
- ・事務所所在地の都道府県社会保険労務士会へ入会（規則 12 条 5 項 1 号）

(2) 社会保険労務士法人の社員（社員）

- ・他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士事務を業として行う社会保険労務士（法 14 条の 2 第 2 項）
- ・社会保険労務士法人を設立（個人事務所を設けてはならない）（法 25 条の 6、18 条）
- ・事務所所在地の都道府県社会保険労務士会へ入会（規則 12 条 5 項 1 号）

(3) 勤務社会保険労務士（勤務）

- ・事業所に勤務し、(社会保険労務士事務等に従事する)社会保険労務士（法 14 条の 2 第 3 項）
- ・事業所には、社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む（法 14 条の 2 第 3 項）
- ・勤務事業所所在地の都道府県社会保険労務士会へ入会（規則 12 条 5 項 2 号）

(4) その他の社会保険労務士（その他）

- ・上記のいずれにも該当しない社会保険労務士（社会保険労務士事務に従事していない社会保険労務士）
- ・社会保険労務士事務に従事しない会社員、他事業、コンサルタント、フリーランス等
- ・住所地の都道府県社会保険労務士会へ入会（規則 12 条 5 項 3 号）

※「勤務」と「その他」をあわせて「勤務等（いわゆる非開業）」とも呼びます。

③ 登録と入会に必要な費用と書類

(1) 登録費用

単位：円

区分	登録免許税	登録手数料	摘要
開業社会保険労務士または社会保険労務士法人の社員	30,000	30,000	
上記以外の社会保険労務士	30,000	30,000	
社会保険労務士法人	0	20,000	

(2) 入会費用及び会費

単位：円

区分	入会金	会 費		支部会費
		年額	月額	
開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員	80,000	84,000	7,000	支部細則に定めるところによる
上記以外の社会保険労務士	80,000	48,000	4,000	支部細則に定めるところによる
社会保険労務士法人	50,000	下記備考に規定するところによる		

(備考) 社会保険労務士法人の会費については、毎年4月1日現在の社員数を基準とし、下記による。

社員数	会 費		摘要
	年 額		
1～5人	開業会員 1人分相当の会費		
6～10人	開業会員 2人分相当の会費		
11～20人	開業会員 3人分相当の会費		月額の会費は、年額の会費の12分の1に相当する額とする。
21人以上	開業会員 5人分相当の会費		

④ 登録手続きについて

- (1) 登録希望日（原則：毎月 1 日。15 日登録の場合あり）の前月 20 日（20 日が休日の場合はその前日）午前中までに、登録者本人が原則、事務局までお越しください。
- (2) 受付時間は、平日（土・日・祝日除く）の午前 9:30 ~ 11:30、午後 1:00 ~ 4:30 です。お待ちいただく時間をなくすため、事前に事務局（TEL: 083-923-1720）へご予約ください。
- (3) 登録手数料、入会金、会費は、現金または振込をしてください。
- (4) 新規登録に必要な書類は下記のほか、印鑑をお持ちください。

1	社会保険労務士申請書（収入印紙は貼らずにお持ちください）
2	試験合格証票又は認定書のコピー
3	従事期間証明書 ※1 又は実務経験認定証明書
4	住民票 ※2 （コピー不可）
5	写真票、顔写真 1 枚※3（写真票に添付してください。）
6	入会届（政連入会届含む）
7	戸籍抄本又は個人事項証明書（申請時の氏名が添付書類②③と異なる場合）

※1 2 年間の実務経験とは、社会保険労務士法施行規則第 1 条の 2 に掲げる事務であり、具体的には労働社会保険諸法令に関する実務経験をいいます。実務経験の内容について、確認を希望する場合は、従事期間証明書に必要事項を記入し（下書きで結構です）、FAX（03-6225-4865）にて連合会登録係あてにお送りしていただければ、後日回答いたします。

※2 住民票は、コピーをせずマイナンバーのない原本（現物そのもの）をご持参ください。

※3 提出の日前 3 か月以内に撮影された背景無地、無帽、正面向きの鮮明な写真（白黒でも可）